

国立大学法人の現状

文部科学省高等教育局
国立大学法人支援課



国立大学法人の改革推進状況

国立大学法人を契機とした新たな取り組み

法人化以前は制度上できなかった事例

○特別な給与待遇での一流研究者の招聘

海外のノーベル賞級の研究者を特別な給与で登用
【東北大学】

○年俸制の導入

平成18年度から新設の特別招聘教授に年俸制を適用
3年ごとに学長が業績を評価し年俸に反映
【北陸先端科学技術大学院大学】

○裁量労働制の導入

教員については、各教員が自由に教育、研究等の時間を設定できる専門業務型裁量労働制を導入
【東京医科歯科大学】

○成績優秀者に対する授業料免除

(以前は経済的理由が必要)
成績が優秀な学生の授業料を全額免除する特待生制度を導入
【山口大学ほか】

○外国人の幹部への採用

戦略担当理事に外国人を登用
【神戸大学】

○学長裁量経費による事務系幹部職員の人事

埼玉りそな銀行の支店長を事務局部長級の参事役として採用
【埼玉大学】

○予算執行の自由化

予定されている外部資金配分までの間、学内で立替払いを行なう制度を構築
【東京大学ほか】

○TLOへの出資

- ・研究成果を組織的、効果的に社会へ還元することを目的として、(株)新潟ティーエルオーに対し500万円を出資
【新潟大学ほか】
- ・産学連携を効率性と質の両面から高めるため、学内の産学連携本部との一体的な事業運営を目指して、(株)東京大学TLOに対し1億7,000万円を出資し、発行済株式総数の過半数を取得
【東京大学】

法人化以前も一定の制約のもとに可能であったが、法人化後は各大学の裁量により可能となった事例

○企業への兼職・兼業

- ・技術移転された企業の役員や社外監査役との兼職は原則承認 【東京大学】
- ・地方自治体等からの依頼で、大学の教育研究活動に有益であると認められる無報酬の兼業は、本務とみなす 【宮城教育大学】

○外部からの人材の機動的

・柔軟な採用・活用

- ・社会の幅広い知見を大学経営に活かすため、役員のほか、経営協議会の委員に企業経営の専門家及び地域経済界のトップを登用 【北海道大学】
- ・経営協議会における学外委員の提言を踏まえて、学生支援体制の充実と円滑な運営を図ることを目的とする「大学教育・学生支援機構」を設置 【群馬大学】

○予算の翌年度への繰越使用

全国立大学法人において実施

○新たな学内組織（研究センター、事務組織、産学連携センター、海外事務所等）の設置、人員配置

人事について、従来の定員制を改め、各部局に割り当てられたポイント内で職種や人数を部局長が柔軟に決定できるポイント制を導入 【岐阜大学】

法人化以前も可能であったが、法人化により 取り組みが促進されているもの ①

○学長のリーダーシップによる戦略的・重点的な資源配分

- ・学長裁量経費については、「外部の競争的資金の獲得に積極的に挑戦」することを目的とし、4つの戦略（人材戦略、資金戦略、イノベーション戦略、地域戦略）に適合する事業を対象を重点化し、学部を超えた教育研究プロジェクトに優先的に配分している。【大分大学】
- ・各部局教員の10%を全学裁量ポストとする教員配置システムを確立し、重点教育分野での教員採用等を実施【電気通信大学】

学長裁量経費を設定 87大学
学長裁量定員・人件費を設定 65大学

○産学連携、外部資金獲得などの積極的推進

- ・学内の研究資源・情報データベースをもとに、企業へ働きかけ、共同研究、受託研究、寄附金等の拡大を目指した結果、受入額、件数が増加【信州大学】

部局等の自己収入増加のインセンティブ付与に関する
予算配分への反映 59法人

共同研究：H15年度	8,023件	176億円
H17年度	11,362件	275億円
受託研究：H15年度	6,986件	610億円
H17年度	9,008件	972億円

特許化の推進(H13年度→H17年度)

発明届出：2.5倍 実施料収入：2.1倍

大学発ベンチャー(H13年度→H17年度) 5.2倍

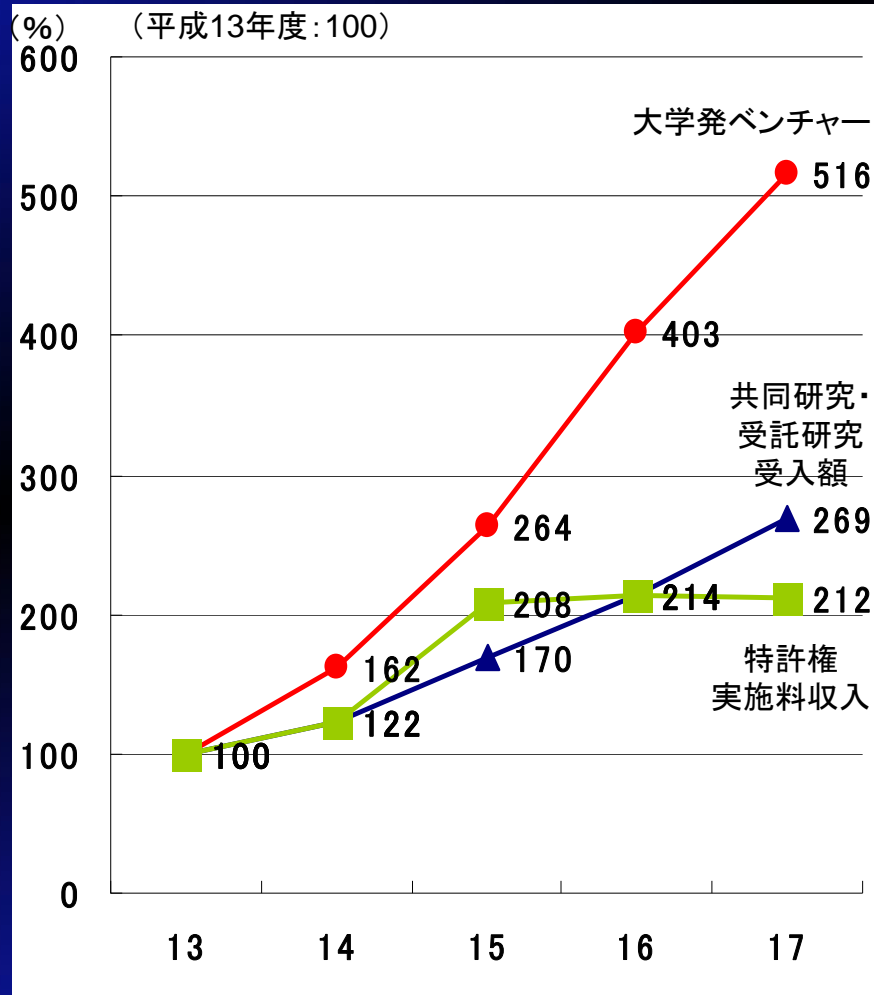


図 産学連携、外部資金の伸び

(出典)『国立大学法人等の科学技術関係活動に関する調査結果
(平成17事業年度)(平成18年10月 内閣府(科学技術政策担当))』より

法人化以前も可能であったが、法人化により 取り組みが促進されているもの ②

○教員への任期制の導入・拡大

教員の流動性を高め大学の活性化を図るため、平成17年度から現教員の87%の同意を得て任期制に移行。新規採用教員人事については、すべて任期制により採用している。
【滋賀医科大学】

平成12年度：44大学 516人
平成16年度：77大学 6,957人

○就職支援の充実

全国公募により民間から登用した就職課長が、学生支援センター専任教員との協働により、学部との連携を図りながら組織的な就職支援活動を展開
【愛媛大学】

○大学の個性や社会のニーズに対応した研究に重点化

- ・地元金型工業等との連携の下、大学院工学研究科に金型・鋳造工学専攻を開設し、社会人の積極的受け入れを行い、実践的な教育を展開。同専攻では、地元企業での実務経験者を教員として招く等密接な連携を図るほか、修士の学位を授与する。
【岩手大学】
- ・観光科学科を平成17年4月に開設し、「寄付講座」の提供を受けるとともに、旅行会社と連携した「シニア短期留学プログラム」、沖縄県産業支援センター・雇用開発推進機構等と連携した「観光学・企業支援講座」を実施
【琉球大学】

○教育の質の向上や教育効果の検証

- ・学生・教員・職員が一体となったカリキュラム改革を実施
【岡山大学ほか】
- ・卒業生や就職先企業へ教育成果に関するアンケートを実施し、教育効果を検証
【秋田大学ほか】

国立大学の再編・統合の進展状況

再編・統合した国立大学

平成14年4月以降、約3割の大学が再編・統合を経験している。



再編・統合の進展状況

(平成14年10月) → 2大学
山梨大学・山梨医科大学
筑波大学・図書館情報大学

(平成15年10月) → 10大学
九州大学・九州芸術工科大学
神戸大学・神戸商船大学
東京商船大学・東京水産大学
香川大学・香川医科大学
宮崎大学・宮崎医科大学
大分大学・大分医科大学
佐賀大学・佐賀医科大学
高知大学・高知医科大学
福井大学・福井医科大学
島根大学・島根医科大学

(平成16年10月) → 2大学
富山大学・富山医科薬科大学
・高岡短期大学
(筑波技術短期大学を4年制大学に)

(平成19年10月予定) → 1大学
大阪大学・大阪外国語大学



次期中期目標に向けて

次期中期目標に関する法令の規定について

国立大学法人法第35条において
読み替えて準用する独立行政法人通則法

(中期目標の期間の終了時の検討)

第35条第1項 文部科学大臣は、独立行政法人（＝国立大学法人）の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人（＝国立大学法人）の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

第2項 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行なうに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第3項 審議会は、独立行政法人（＝国立大学法人）の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人（＝国立大学法人）の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができる。

国立大学法人と独立行政法人の法制上の相違点

国立大学法人

独立行政法人

教育研究への配慮

- 国は、法人の業務運営における自主性に配慮しなければならない

運営組織

- 法人の組織・運営・管理は、役員以外は、原則として各法人の裁量

中期目標

- 主務大臣が中期目標を策定・指示
- 中期目標期間は3～5年

長の任命

- 主務大臣が法人の長を任命

長の解任

- 主務大臣は、法人の長を業績悪化等を理由に解任

評価

- 各府省に置かれる「独立行政法人評価委員会」が評価を実施

- 国は、業務運営における自主性への配慮に加え、国立大学における教育研究の特性（自主性、自律性、専門性、長期性）に常に配慮しなければならない

- 基本的な運営組織は法定（各大学共通）
 - ◀役員会▶
構成員：学長、理事長（学外者含む）
役割：教学・経営の両面の重要事項を議決

- ◀教育研究評議会▶
構成員：教育研究に関する学内代表者
役割：教育研究に関する重要事項を審議

- ◀経営協議会▶
構成員：学内代表者と学外有識者（半数以上）
役割：経営に関する重要事項を審議

- 中期目標は、文部科学大臣が、あらかじめ各大学の意見を聴き、その意見に配慮して定める

- 中期目標期間は6年

- 学長を法人の長とする

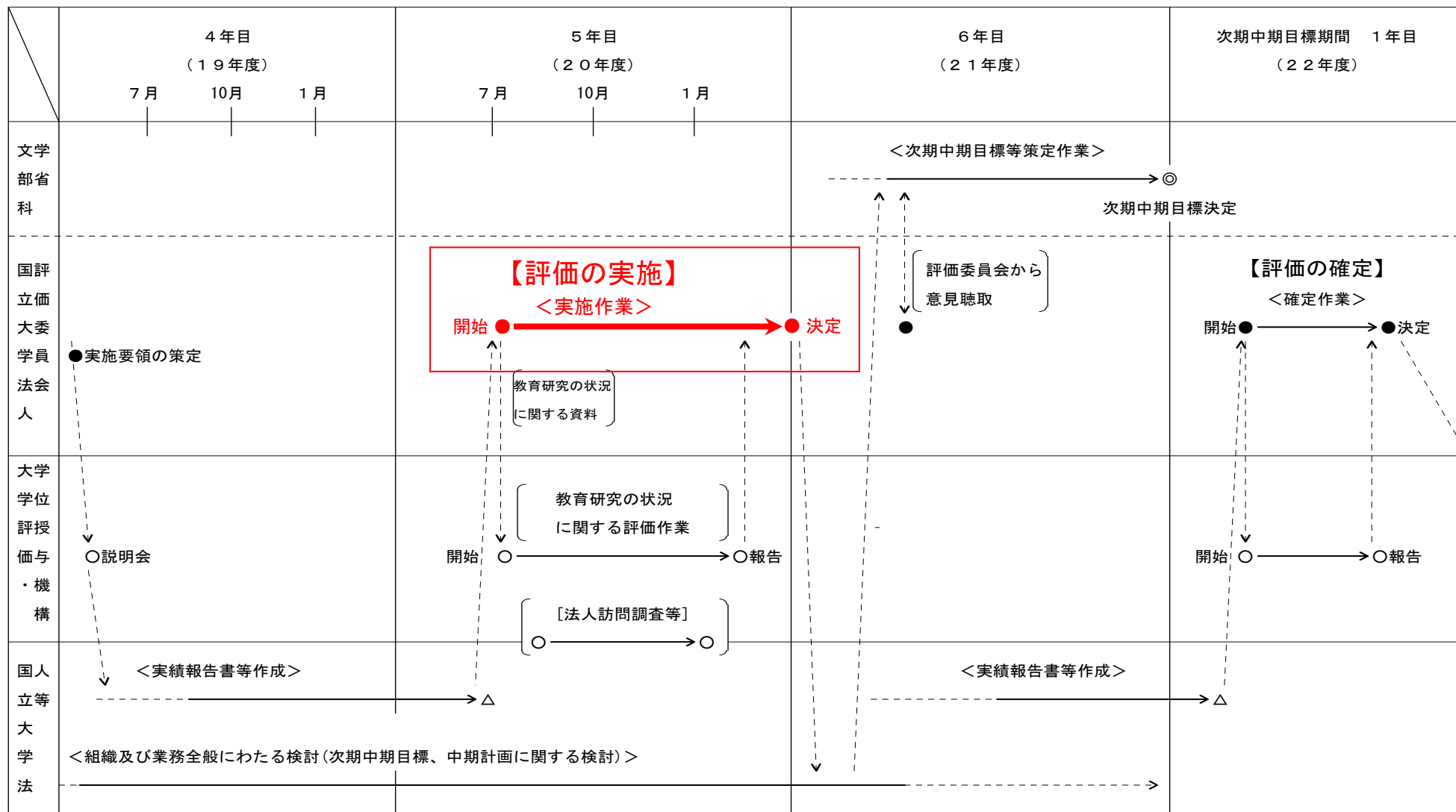
- 学長は、「学長選考会議」の選考に基づき文部科学大臣が任命

- 学長の解任は、「学長選考会議」の申出により行なう

- 「国立大学法人評価委員会」が、大学評価・学位授与機構の行なう教育研究評価の結果を尊重しつつ、総合的に評価

- 各年度終了時には、教育研究の専門的な観点からの評価は実施しない

中期目標期間の評価に関するスケジュール





国立大学法人の概要

1) 国立大学法人化の経緯

■ 平成9年12月 行政改革会議「最終報告」

(国立大学の法人化について) 大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るという長期的な視野に立った検討を行うべきである。

■ 平成11年4月 閣議決定

国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る。

■ 平成14年3月 調査検討会議

新しい「国立大学法人」像について最終報告。

■ 平成14年6月 閣議決定

国立大学の法人化・・・を平成16年度を目途に開始する。

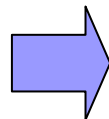
■ 平成15年7月 国立大学法人法成立

■ 平成16年4月 国立大学法人化

2) 国立大学法人化の目的

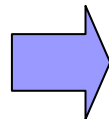
- 競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな大学 -

大学としてのビジョンの明確化



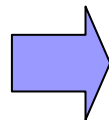
「中期目標」などを通し、大学の理念や改革の方向性を明確化

責任ある経営体制の確立



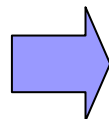
学外理事を含む役員会を設置、学長中心の経営体制を確立

大学の裁量の大幅な拡大



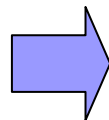
非公務員型。国の諸規制の大幅な緩和等により裁量を拡大

第三者による評価の実施



国立大学法人評価委員会による事後評価と、大学評価・学位授与機構による教育研究に関する専門的評価

情報公開の徹底



毎年度の実績報告書や財務諸表を通じて、社会への説明責任を果たす

3) 国立大学法人の仕組み

